

令和5年12月4日
玉川総合支所
保健福祉センター
保健福祉課

児童発達支援にかかる支給決定期間の錯誤について

1 主旨

18歳に到達する児童発達支援サービス利用者に対して、18歳に達する日を超えた利用期間を記載した受給者証を発行し、また、年度末まで当該サービスを利用できるとの誤った説明を行っていたことが判明した。本利用者は、18歳に達した日以降、自費により当該サービスを利用するに至っている。このことについて、経緯と今後の再発防止策について報告する。

2 内容

(1) 事業の概要

①児童発達支援とは

児童福祉法に基づく主に未就学児を対象とする通所支援サービスで、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

児童福祉法では、障害児とは身体に障害のある児童、知的障害のある児童等をいい、児童とは18歳に満たない者と定義されていることから、利用料助成は18歳に達する日の前日までとなる。

※（参考）放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、児童発達支援と同様、児童福祉法に定める通所支援サービスでもあるが、対象児童は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児である。

放課後等デイサービスにおいては、利用者の不利益にならないよう、就学中（高校3年生の3月末まで）、または20歳まで利用料助成を伴う利用が可能となっている。（児童福祉法第21条の5の13）。

(2) 内容

①当該サービス利用者

平成17年9月6日生。中学終了後、他区の児童発達支援事業所に通所中。

②錯誤の内容

令和4年度の受給者証の更新にあたり、決定期間を18歳に達する日の前日である令和5年9月4日までとすべきところ、放課後等デイサービスの取扱いに準じるものと錯誤し、令和5年9月30日までと記載し、交付した。

また、計画相談事業者及び本人母から18歳に達した日以降の当該サービスの利用の可否について問い合わせがあった際にも、放課後等デイサービスと同様に翌年3月までの特例があるものと錯誤し、その旨の説明をしてしまった。

なお、本利用者は18歳に達した日以降の当該サービスの利用にあたり、例えば本年5月には20日通学し、自己負担額が24,601円、事業所への支払額が221,418円のところ、助成の適用外となることから、それぞれの金額を合計した月額246,019円（全額自費）を負担することになる。

3 判明した経緯

- 令和3年4月1日 他区にある児童発達支援事業所の利用にあたり、本人は学校教育法上の学校に通学していなかったため、児童発達支援の支給を決定し、受給者証を発行した。
- 令和4年9月1日 令和4年度受給者証の更新にあたり、本来であれば決定期間を18歳に達する日の前日である令和5年9月4日までとすべきところ、令和5年9月30日までとし、交付してしまった。
- 同年12月21日 本人の計画相談事業者より、18歳に達する日以降も当該事業所を利用できるのかとの問い合わせがあった際、担当職員は卒業時期である令和6年3月末までの利用が可能である旨、回答した。
- 令和5年7月3日 本人母より、今後の進路について、令和6年3月末までは当該事業所に通所させる予定であることを確認した。
- 同年 9月27日 本人母より、18歳に達する日以降の当該サービスの利用の可否について問い合わせがあったため、当課及び本所担当課で確認を行ったところ、決定期間にかかる認識に錯誤があったことが判明した。

4 原因

児童発達支援については、ほとんど未就学児が利用しており、いずれの総合支所においても、本件以外に18歳到達の際の手続きの経験がなく、放課後等デイサービスの特例措置と同様に、高校を卒業する3末日まで支給決定が可能であるとの思い込みがあったことが大きな要因と考える。

5 再発防止策

- (1) 障害福祉サービスの支給決定にあたっては、これまで以上に根拠法令や事務処理要領等の関連文書を確認し、正しい支給決定が行われるよう、今回の事務ミスの事例を5保健福祉センターと共有する。
- (2) 年度当初または適宜開催される研修においても、本事案については周知を図るとともに、マニュアルにも加筆する。
- (3) 稀な内容の支給申請の場合には、担当職員が自らの知識、経験を過信することなく、係内、課内で精査後、本所担当課や5支所の障害支援担当係長が参加する調整会議の場で確認をするなど、慎重に支給決定を行うことを徹底する。